

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名 訪問看護ステーション長寿苑
サービスの種類 介護予防訪問看護
訪問看護
所在地 広島県東広島市西条町馬木 1567 番地
連絡先 (082)425-2000(代表)
介護保険事業者番号 広島県知事指定 3462590054

2. 事業の目的

社会福祉法人しらゆり会が開設する訪問看護ステーション長寿苑(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な事業の提供をすることを目的とする。

3. 運営の方針

指定訪問看護の提供に当たっては、事業所の看護職は要介護者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援するものとする。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、事業所の看護職は要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 社会福祉法人しらゆり会は、運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について適時協議するものとする。

4. 事業所の職員体制

職種	人員	摘要
管理者	1名	常勤・看護職兼務
看護職	7名	常勤・兼務1名、常勤・専任2名 非常勤・専任4名

5. 利用料等について

事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領である場合は、介護保険負担割合証に応じた額とする。

2 介護保険による利用料は、介護保険法による料金表に従って算定する。

6. 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日、国民の祝日、8月14・8月15日及び12月30日～1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
(ただし、特変等の緊急の場合は時間外の訪問も可能)

7. 事業の内容

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 病状・障害の観察 | (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 |
| (3) 食事及び排泄等日常生活の世話 | (4) 褥瘡の予防・処置 |
| (5) リハビリテーション | (6) ターミナルケア |
| (7) 認知症患者の看護 | (8) 療養生活や介護方法の指導 |
| (9) カテーテル等の管理 | (10) その他医師の指示による医療処置 |

8. 通常の事業の実施地域

事業所の通常の事業の実施地域は、東広島市の区域とする。

9. 緊急時等における対応方法

事業の提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

10. 高齢者虐待防止のための措置に関する事項

事業所においては、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 事業所は、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための定期的な研修の実施。

(3) 上記の措置を適切に行うための担当者の設置。

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所においては、事業を提供するに当たり、当該職員又は養護者(利用者の家族等の現に高齢者を養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

11. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練等を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

12. 感染症対策

事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、概ね6か月に一回以上開催すると共に、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。

(3) 事業所においては、事業所職員に対し感染症の予防及びまん延の防止のための、研修及び訓練等を定期的実施する。

13. ハラスメント等の防止

事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優位的関係を背景とした言動により、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等への必要な措置を講じるものとします。

14. 身体拘束廃止への取り組み内容

サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等という。))を行わないものとし、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

2 事業所は、身体拘束廃止への取り組みとして次の措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束廃止委員会を設置するとともに、3月に1回以上、開催することにより、身体拘束廃止への取り組みについて検討、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合には、家族への説明を行い「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる入居者の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(3)職員に身体拘束廃止への取り組みの為の定期的な研修の実施。

(4)上記の措置を適切に行うための担当者の設置。

15. 重要事項の揭示

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する、重要事項を書面揭示に加え、法人のホームページ等又は、情報公表システムに掲載・公表するものとする。

16. その他運営に関する重要事項

事業所は、看護職の質的向上を図る為、研修の機会を次のとおりに設けるものとし、また業務体制を整備するものとする。

(1)採用時研修採用後1カ月以内

(2)継続研修 年3回

(3)関連事業所とのケースカンファレンス

2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を、厳守しなければならない。

3 従業者であったものについても、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

4 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人しらゆり会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

17. 苦情処理

事業所は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、広島県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、広島県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

4 苦情申し立ての方法

苦情解決に関する処理要綱に則り利用者及びその家族・第三者からの苦情を受け付けるものとする。

ただし、事業所として申立人からの苦情等の内容によっては、社会通念上において考えられる以上の内容を求められる場合には、対応可能な事業所に変更させて頂く場合もあります。

① 当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受付いたします。

※苦情受付窓口 所 長 梶原賢典 TEL (082) 425-2000

管理者 菅田直子 FAX (082) 425-2001

※受付時間 毎週月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時30分

上記以外でも24時間連絡が取れる体制です。

② 行政機関その他苦情の受付機関

※東広島市役所 介護保険課 TEL (082) 420-0937

所在地 広島県東広島市西条栄町8番29号

※広島県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 TEL (082) 554-0782

所在地 広島県広島市中区東白島町19番49号

利用者

私は上記の内容の説明を受けました。

住 所

氏 名

代理人（代理人を選任した場合）

住 所

氏 名

(続柄:)

説明者

私は上記の内容の説明をいたしました。

所 在 地 広島県東広島市西条町馬木 1567 番地

事業者名 訪問看護ステーション長寿苑

説明者氏名